



1 「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」

＜取り組みの4つの柱＞

- 取り組みの柱1：豊かな自然環境の保全と活用
- 取り組みの柱2：緑あふれる美しい町並みの創出
- 取り組みの柱3：水・水辺環境の保全・向上
- 取り組みの柱4：良好な大気環境等の保全

■ 取り組みの柱1：豊かな自然環境の保全と活用

＜現状と課題＞

【人の生活と関わりが深い自然】

本市は、中国山地に連なる山々から瀬戸内海まで、多様な自然環境を有しています。土地利用の面からみても、森林、原野、農地、水面・河川・水路を含む自然的土地利用が全体の約77%を占めています。

森林は、水源かん養機能や山地災害防止機能、市民に憩いと学びの場を提供する保健文化機能、自然環境維持機能など多様な公益的機能を有しています。本市の森林は約83%が天然林ですが、そのほとんどは天然林が伐採された後、自然に、または人の手によって再生した二次林であり、人との関わりが深い里山※と言えます。本市では、森林整備計画等に基づき、森林の公益的機能に応じた森林施業の実施や市民参加による森林整備の取り組みの検討などを行ってきました。

農地は、本市の土地利用の約12%ですが、このうち約89%を占める水田は、広島県最大の稲作地帯を形成するとともに、水源かん養機能や自然環境維持機能、良好な景観形成機能など、森林とともに多様な公益的機能を有しています。本市では、農業振興基本計画等に基づき、農業振興と併せて農地の有する多面的機能を活かすための取り組みを進めてきました。

特に、地域の環境とともに生きてきた先人の長い歴史と伝統に培われた景観として大切に守られ継承されてきた「緑豊かな山並みを背景に、赤瓦の集落や茅葺きの民家とその周辺に広がる農地の景観」は、旧計画に引き続き、東広島市の原風景とも言える景観として保全することが重要です。

一方、森林所有者や農家等の高齢化や後継者不足などから、管理不足による竹林の拡大や松枯れなどの森林の荒廃や、耕作放棄地の増加などによる自然環境の悪化が懸念されています。特に、耕作放棄地は平成2年から平成22年までの20年間で約1.6倍も増加しています。

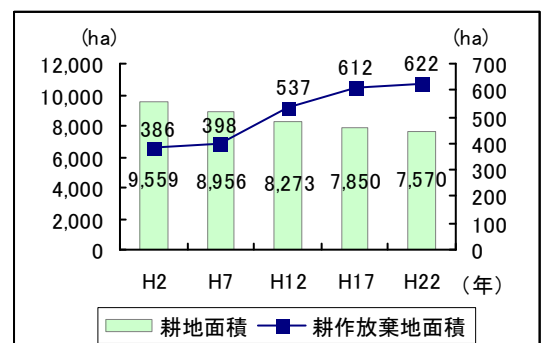


森林



農地

耕地面積と耕作放棄地面積の推移
(非農地通知された農地を含む)



(広島農林水産統計年報、世界農林業センサス)

※ 里山：集落や農地等に隣接し、燃料や木材、食糧などを供給し人々の生活と深い関わりをもってきた森林。

また、これまで人の手によって適切に維持・管理されてきた森林や農地の荒廃は、シカやイノシシ等による獣害が増加する要因ともなっています。

海は、海面漁業と海面養殖業を中心に水産業の場として活用されています。特に、三津湾は潮流が穏やかであることから、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、人との関わりが深い「里海」となっています。

その一方で、近年では、地球温暖化に伴う海水温の上昇がみられ、漁獲量の減少など里海を取り巻く環境の変化が懸念されています。



三津湾

【人と自然とのふれあい】

本市では、市民が自然とふれあえる場として、憩いの森公園、二ツ山公園、わにぶちの滝公園、県央の森公園、やすらぎの園、深山峡公園、龍王島自然体験村、あきまろの里公園の自然公園を整備しています。

特に、憩いの森公園（龍王山）では、市民、事業者等による自発的な水源の森づくりの活動が行われるなど、より積極的な自然とのふれあいが営まれています。

市民アンケートでは、80%を超える市民が「森林・農地の保全」や「豊かな自然環境の保全」を重要と考えていますが、「余暇は自然とふれあうように心がけている」と回答した市民は47%であり、自然環境の重要性の認識が実際の生活行動とは必ずしも結びついているとは言えません。



憩いの森公園

【多様な生き物を育む自然】

森林、河川、農地、ため池、海などの本市の多様な環境は、生物の生息・生育の場としても重要な役割を果たしています。

特に、市内に4,000箇所以上あるため池は、貴重な水草や湿性植物、両生類や昆虫類など、多くの野生動植物の生息・生育環境となっており、動物基礎調査や水生植物基礎調査によりその実態の把握に努めています。

また、旧計画に引き続き、環境に配慮した河川整備や、干潟の再生など水産資源の保全とともに生物多様性の保全につながる取り組みも進めています。



ため池

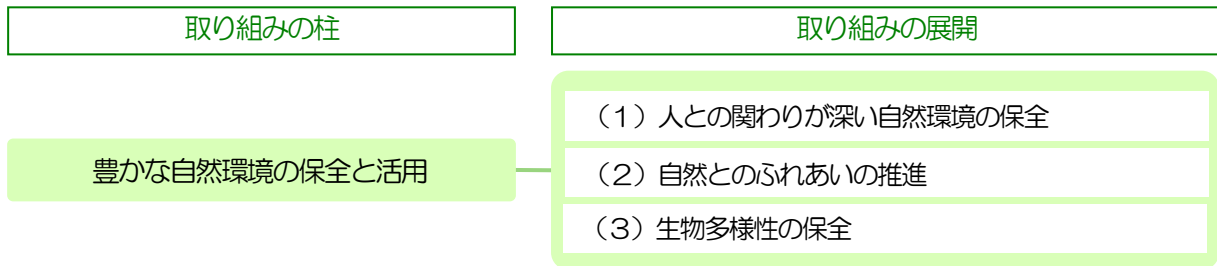
なお、近年では、オオクチバス（ブラックバス）やブルーギル、ヌートリアなどの特定外来生物もみられるようになり、生態系への影響が懸念されています。

生物の多様性は、人間が生きていく上でも重要で不可欠なものであることから、旧計画に引き続き、生息・生育環境の保全・創出などの取り組みを進めることが重要です。

より多くの市民が本市の豊かで多様な自然とふれあうことにより、市民の環境保全に対する意識が高まり、森林や農地、河川、ため池、海などの環境保全活動や生物多様性の保全に結びついていくことが重要となります。

<取り組みの体系>

豊かな自然環境の保全と活用にあたり、次の3つの取り組みを展開します。



<各主体の取り組み>

(1) 人との関わりが深い自然環境の保全

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○森林の保全

地域による森林整備の取り組み等により、水源かん養機能や景観維持等、森林が有する多様な環境機能の保全を目指します。

○農地の保全

農地が農地として持続的に利用されるような取り組みにより、農地の多面的な環境機能（保水機能や生物の生息環境、田園景観の重要な構成要素等）の保全を目指します。

○海の保全

水産資源の持続的な活用を図りながら、自然環境としての里海の保全を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
間伐を実施すべき森林の面積	現在策定中の「森林整備計画」の中で明示します。	
耕作放棄地解消面積	0ha (平成20年度)	20ha (平成25年度)
エコファーマー※認定件数	5件 (平成22年度)	15件 (平成33年度)

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 市民や事業者が森林整備に参加する仕組みづくりを検討し、土砂災害の防止にもつながる森林の整備に努めます。
- ・ 国の施策とも連携しながら、農地が有する多面的な環境機能の保全や東広島市の原風景とも言える田園景観の保全に努めます。
- ・ エコファーマーの認定など、環境保全型農業を促進します。
- ・ 東広島ブランド「ゆめまる」の認定、販路拡大支援等、農林水産業への支援を推進します。
- ・ 漁場環境の保全策等を通じて、健全な里海の再生を推進します。

※ エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（平成11年施行）に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業者（法人を含む）の愛称。

■市民の取り組み

- ・ 地域の森林や農地、海を地域で支える取り組みを進めます。
- ・ 東広島市産の農水産物を積極的に利用し「地産地消」に貢献します。
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄などはいけません。

■事業者の取り組み

- ・ 財産区有林や個人所有の森林では、森林の持つ公益的機能を向上させるため、適切な森林管理を行います。
- ・ 農業を継続して行い、農地としての持続的な利用に努めます。
- ・ 地域の森林や農地を地域で支える取り組みに積極的に参加・支援します。
- ・ 減農薬、減化学肥料など環境保全型農業の推進やエコファーマーの認定を積極的に目指します。
- ・ 開発事業においては、環境保全対策等を十分に講じます。
- ・ 水産資源の適切な維持管理による持続的な海の利用に努めます。
- ・ 廃船や廃漁網などを海域に不法投棄しません。

(2) 自然とのふれあいの推進

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○自然とふれあうことができる場づくり

森林、川、ため池、海などの本市が有する多様な自然環境と、安全に楽しくふれあうことができる場づくりを目指します。

○自然とふれあえる機会や活動の充実

自然とふれあうことによって、自然環境に対する理解や愛着を深め、環境保全に対する自主的な行動の促進を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
自然公園の利用者数	99,376 人※ (平成 22 年度)	110,000 人 (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「余暇は自然とふれあうように心がけている」と回答した市民の割合	47% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)

※集計が可能な「憩いの森公園」「県央の森公園(作業小屋)」「深山峡公園(キャンプ場)」「龍王島自然体験村」の利用者数。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 憩いの森公園、龍王島自然体験村などの自然体験施設の適正な管理や子供も大人も安心して自然とふれあえる空間整備の充実に努め、利用の促進を図ります。
- ・ 自然体験教室、自然観察会、市民参加型自然環境調査、エコマラソンなど、自然とふれあうイベントを開催します。
- ・ 人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、指導者やガイドなどの育成・登録を推進します。
- ・ 農林水産事業者や宿泊施設、NPO団体、観光事業者等と連携し、本市の里地里山・田園・里海を活用したグリーンツーリズムの取り組みを促進します。

■市民の取り組み

- ・市や環境保全団体が主催する自然観察会や市民参加型自然環境調査に積極的に参加します。
- ・市民農園の利用や農業体験活動に自主的・積極的に参加します。
- ・地域の自然を紹介するイベントなどを自主的に開催します。
- ・環境に関する講習会等で本市の環境について学び、人材バンクへの登録を目指します。

■事業者の取り組み

- ・体験農業や森林整備活動など市民が自然とふれあう活動の場を提供したり、活動を支援する指導者等を派遣します。
- ・農林水産事業者や宿泊施設、NPO団体、観光事業者などが連携して、本市の多様な自然環境を活用したグリーンツーリズムの企画・運営を検討します。

(3) 生物多様性の保全

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○生物多様性の保全

山から海に至る本市の多様な環境に適応した生物に対する認識を高め、生物多様性の保全を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
動物基礎調査・水生植物基礎調査で確認された種数 (ただし、外来生物は除く)	動物：調査終了後に明記 水生植物：77種 (平成22年度)	次回調査時に同種数以上を確認

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・生物の生息・生育状況及び環境条件を調査・公表し、その生息・生育環境の保護に努めます。
- ・特定外来生物による生態系の破壊を防止するため、外来生物の生息実態調査や駆除対策等の実施を検討します。
- ・河川整備や農地整備にあたっては、生物の生息・生育に配慮した整備に努めます。
- ・公園・緑地や水辺の整備などにより、都市部における生物の生息・生育環境を創出し、山から海まで連続した生態系ネットワークの保全・創出に努めます。
- ・農地などの良好な保全と質的向上を図るための地域における共同活動や環境にやさしい営農活動の取り組みを通して、地域の農村環境を守り、生態系保全に努めます。

■市民の取り組み

- ・市や環境保全団体が主催する貴重な動植物等の保護活動や生き物調査などに参加します。
- ・むやみに生物の生息・生育環境に立ち入ったり、生物を捕獲、採取しません。
- ・特定外来生物は飼育しません。また、既に飼育している場合は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の規定に従い、許可を受けた上で責任を持って飼育し、逃がしたり、捨てたりしません。

■事業者の取り組み

- ・開発事業においては、生物の生息・生育環境に配慮します。

■ 取り組みの柱2：緑あふれる美しい町並みの創出

＜現状と課題＞

■ 【公園緑地】

本市では、旧計画や都市計画マスタープランなどに基づき、都市公園や公共施設等の緑化を進めてきました。

本市の都市公園の総数は、平成22年度には、262箇所となっており、着実に整備が進んでいます。

都市公園の内訳をみると、設置箇所数の93%が街区公園（0.25ha以下）の小規模な公園ですが、これらの公園は、市民の身近な憩いの空間となっています。

また本市では、公園里親制度を通じて、市民協働による公園緑地の維持管理に取り組んでいます。

その一方で、市民アンケートで「公共の広場、公園、緑」に対して満足（「満足」、「ほぼ満足」の合計）と回答した市民は、全体の38%と低い値となっており、地域によっては、公園緑地の整備が住民のニーズに十分に答えられていないものと考えられます。

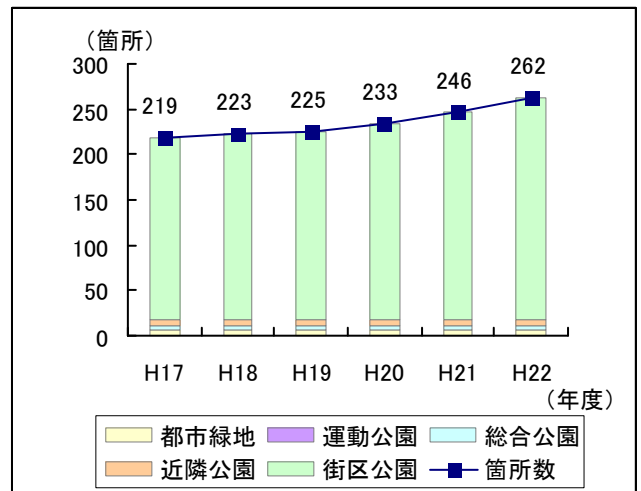
市街地における公園や緑地は、市民の身近な憩いの空間として、安らぎや潤いを与える場であるとともに、都市部の生態系ネットワークを形成する役割も担っています。今後は、公園緑地が有する多面的な効果の浸透や市民が求める多様なニーズに対応するためにも、市民と行政がパートナーとなって、着実な整備と適切な維持管理を進めていくことが求められます。

■ 【歴史的資源と町並み】

本市には、旧木原家住宅をはじめとする国指定文化財や広島県指定文化財、旧石井家住宅をはじめとする本市指定文化財、志和町の時報塔をはじめとする国登録有形文化財など計125件の指定・登録文化財があり、特に、史跡や建造物、祭事等の無形民俗文化財は、本市の歴史的な景観や伝統的な文化を現在に伝える重要な環境資源と言えます。

高屋地区の白市には、江戸時代初期（寛文5（1665）年）に建てられた旧木原家住宅（国の重要文化財）をはじめ、明治・大正期に建てられた町家や寺社など、当時の面影を今に伝える歴史的な町並みの景観が残されています。

都市公園の整備状況の推移



（東広島市調べ）



三ツ城近隣公園



白市の町並み

西条地区は、灘、伏見と並び称される全国でも名高い酒造の町であり、ＪＲ西条駅前の「西条酒蔵通り」には、煉瓦造りの煙突やなまこ壁、白壁の酒蔵、赤瓦の屋根など、情緒豊かな町並みの景観が形成されています。

また、これらは、「西条の日本酒醸造関連遺産」として経済産業省の「近代化産業遺産」に認定されています。

しかしながら、酒蔵通りについては、歴史的、情緒的な町並みと調和しない色彩や規模の建築物等が立地することにより、良好な景観が形成されなくなることが懸念されています。



西条酒蔵通り

また、市民アンケートで「歴史的な資源の豊かさ」に対して満足（「満足」、「ほぼ満足」の合計）と回答した市民は、全体の30%と低い値となりました。これは、本市の歴史的資源の良さに対する周知が必ずしも十分でないことや、市民一人ひとりが日常的に地域の歴史や文化に触れる機会が少ないためと考えられます。

歴史的資源や歴史的な町並みは、地域の自然条件や社会的条件等により形成され、先人達が育んできた重要な環境資源であり、これらを保全・活用した東広島らしいまちづくりを進めることが求められます。

【市街地の景観】

ＪＲ西条駅から広島大学までの一般県道西条停車場線及び市道西条駅大学線は、ブルーパール（仏語で「大通り」）として整備され、電線の地下埋設や連続する街路樹により、良好な街路景観が形成されています。

その一方で、市民アンケートで「町並みの美しさ」に対して満足（「満足」、「ほぼ満足」の合計）と回答した市民は、地区によるばらつきは見られるものの、全体の39%と低い値となりました。これは、都市としての機能性を有し、景観の面でも良好な環境を備えた市街地の形成が、ニュータウンの建設や道路整備などに伴い計画的に進められているものの、市域全体では必ずしも十分でない認識されているものと考えられます。

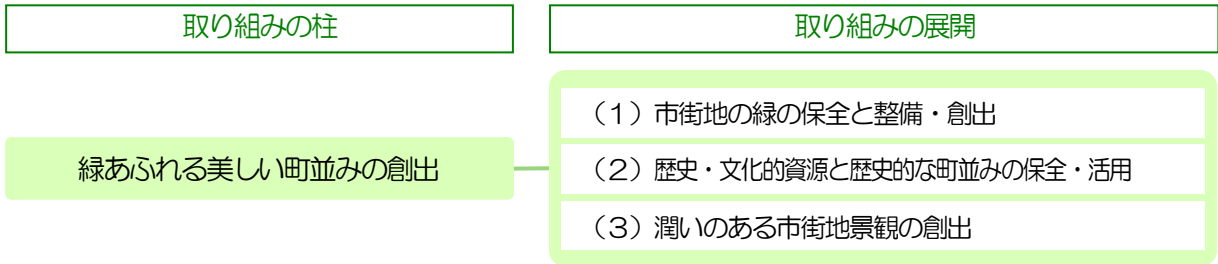
市街地の景観は、そこに生活する市民だけではなく、本市を訪れる来訪者に対しても「まちの顔・まちの玄関口」として重要となることから、旧計画に引き続き、良好な景観となるよう整備を進めることが求められます。



ブルーパール

＜取り組みの体系＞

緑あふれる美しい町並みの創出にあたり、次の3つの取り組みを展開します。



＜各主体の取り組み＞

(1) 市街地の緑の保全と整備・創出

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○市街地の緑の保全

公園や街路樹、生垣などを適切に維持・管理し、私たちの生活に潤いを与えるとともに、都市部における多様な生物の生息環境でもある、市街地の緑の保全を目指します。

○市街地の緑の整備・創出

公共施設や民有地等の緑化、公園の整備等により、市街地の緑の整備・創出を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
歩いていける範囲の都市公園等の市街地に対する整備率	66.4% (平成 20 年度)	70%※ (平成 32 年度)
公園里親制度活用団体数	26 団体 (平成 22 年度)	60 団体※ (平成 32 年度)
市民アンケートにおいて「公共の広場、公園、緑」に対して満足と回答した市民の割合	38% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)

※東広島市緑の基本計画で定めた目標値。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 配置バランス等に配慮した公園整備を推進します。
- ・ 公園里親制度による、市民や事業者と一体となった公園等の維持管理を推進します。
- ・ 市民参加の手法を用いた公園づくりを推進します。
- ・ 積極的に公共施設等の緑化を図ります。
- ・ 地区計画や緑地協定等の制度を活用しながら、民有地等の緑化を推進します。
- ・ 市民主体の緑化を促進するため、NPO、地域の住民活動との連携強化や緑に関わる人材の育成を図ります。
- ・ コミュニティによる花いっぱい運動や花壇コンクールなど、市民の創意で市民が楽しめる取り組みを支援します。

■市民の取り組み

- ・ 地域コミュニティで市民参加の公園づくりや公園里親制度などに参加します。
- ・ 自宅の緑化を進めるとともに、適切に維持管理します。
- ・ 地域の花いっぱい運動や花壇づくりに、積極的に参加します。

■事業者の取り組み

- ・ 事業活動の一環として公園里親制度や地域の花いっぱい運動などに積極的に参加します。
- ・ 事業所や工場等、自社敷地内の緑化に努め、適切に維持管理します。

(2) 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○歴史・文化的資源の保全・活用

歴史・文化的資源を大切に保全し、地域の歴史を学ぶ教材等として活用するなど、先人が私たちに残してくれた貴重な環境資源の保全・活用を目指します。

○歴史的な町並みの保全

西条の酒蔵通りや白市の町並みなど、本市が有する歴史的な町並みの保全と活用を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
市民アンケートにおいて「歴史的な資源の豊かさ」に対して満足と回答した市民の割合	30% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 歴史公園等としての史跡の整備・公開等を検討します。
- ・ 人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、指導者やガイドの育成・登録を推進します。
- ・ 市民が地域の歴史、文化に触れ、学び、交流する機会（学習会や交流会等の開催）を提供します。
- ・ 地域の歴史的な町並みの景観や歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・ 道路や公共施設の整備にあたり、歴史的な町並みの景観との調和に配慮した設計を行います。
- ・ 赤瓦、白壁、茅葺き屋根等、本市の景観を特徴づける素材を活用した住宅建築に対する支援策について検討します。

■市民の取り組み

- ・ 地域の伝統行事や歴史的・文化的資源の保全活動に参加します。
- ・ 地域の伝統や文化を、子供達に伝えます。
- ・ 赤瓦の集落と農地が織りなす田園景観を保全するため、家屋の建て替え時等には、周辺景観に配慮します。
- ・ 自宅の建て替え、改修等においては、歴史的な町並みの景観との調和に努めます。
- ・ 歴史的な町並みの保全活動に協力・参加します。

■事業者の取り組み

- ・ 地域の伝統行事や歴史的・文化的資源の保全活動に参加します。
- ・ 開発事業を行う場合は、埋蔵文化財に留意します。
- ・ 歴史的な景観と調和した屋外広告物等のデザインを採用します。
- ・ 事業所や工場等が歴史的な町並みから視認される場合は、外観の意匠や色彩等に配慮します。

(3) 潤いのある市街地景観の創出

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○総合的な景観形成の推進

良好な景観形成のためのルールづくり等により、快適で質の高い町並みの形成を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
市民アンケートにおいて「町並みの美しさ」に対して満足と回答した市民の割合	39% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 景観法に基づく景観計画の策定等を検討します。
- ・ 道路や公共施設等の整備にあたっては、周辺景観との調和や地域特性に配慮したデザインや構造とするとともに、緑化を推進します。

■市民の取り組み

- ・ 自宅の建て替え、改修等においては、周辺景観との調和に努めます。
- ・ 自宅の緑化（生垣やベランダ緑化等）に努めます。

■事業者の取り組み

- ・ 周辺景観と調和した屋外広告物等のデザインを採用します。
- ・ 事業所や工場等、自社敷地内の緑化に努めます。
- ・ 建物の建築や開発事業を行う場合は、周辺景観との調和に努めます。

取り組みの柱3：水・水辺環境の保全・向上

＜現状と課題＞

【水質・水循環】

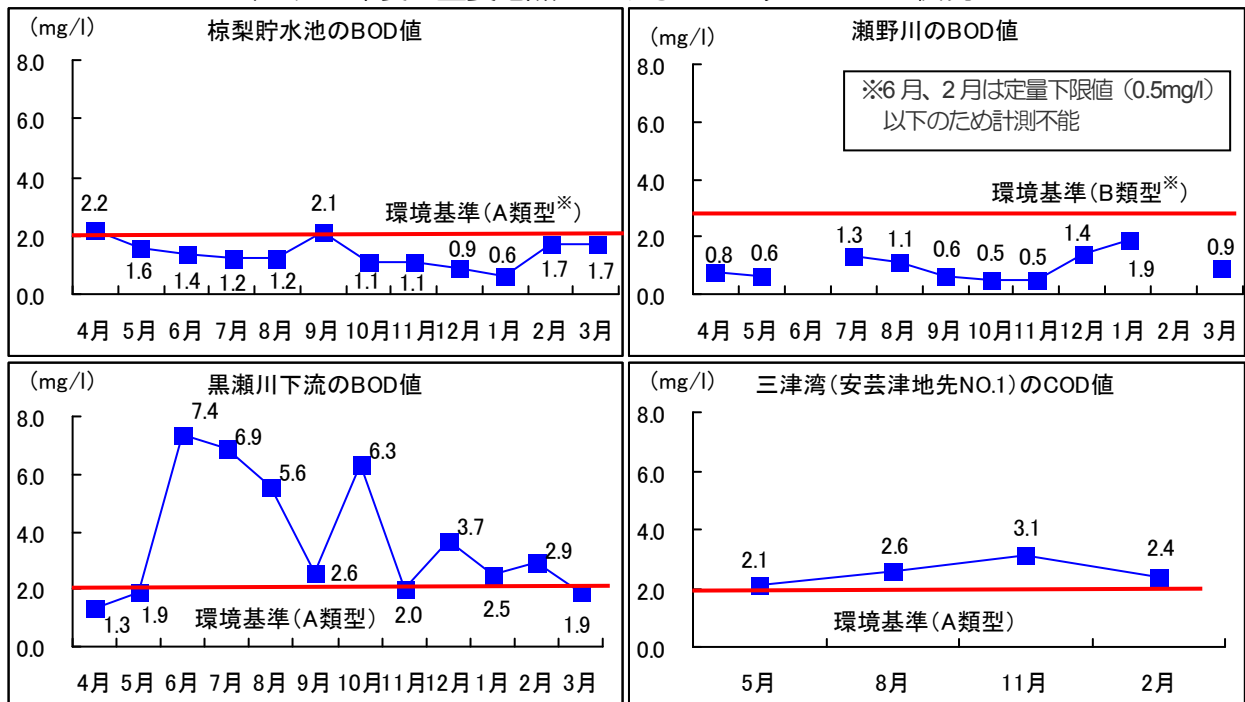
本市を流れる河川は、黒瀬川、沼田川、太田川、瀬野川、高野川、三津大川、木谷郷川、江の川、蛇道川の水系の源流域にあたり、本市は「水が生まれるまち」と言えます。

本市と広島県では、公共用水域の汚濁状況を監視するため、黒瀬川、沼田川、太田川、瀬野川、高野川、三津大川、木谷郷川の7水系の河川40地点と安芸津・安浦地先海域の8地点で水質調査を実施しています。

沼田川や瀬野川水系では、概ね環境基準を満たし、比較的良好な水環境が保全されていますが、黒瀬川では、生物化学的酸素要求量（BOD）について特定調査地点で経常的に環境基準を満たしていません。

三津湾（安芸津地先）では、化学的酸素要求量（COD）や溶存酸素量について環境基準を満たしていない地点がみられます。

平成21年度の主要地点におけるBOD、CODの状況



※河川や湖沼、海域などでは、利用目的に応じて類型区分がされている。例えば河川では水質が良好な順にAA、A、B、C、D、Eの6段階の類型区分があり、それぞれに環境基準が定められている。

（東広島市の環境（平成22年版））

本市では、水質汚濁を低減・防止するために、東広島市污水適正処理構想に基づき、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置支援等による生活排水の処理を行っています。

また、環境保全型農業直接支払交付金により、農業活動に起因する水質汚濁の防止にもつなげる低化学肥料による農業に対する支援などを実施しています。

平成21年度末の本市の污水处理人口（下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティ・プラント等による污水处理施設の処理区域内人口）は119,300人であり、行政人口182,594人に対する普及率は67.1%となっています。これは、平成18年度末（59.9%）からの3年間で約7ポイント上昇していますが、全国平均（85.7%）や広島県平均（81.3%）と比べると、低位にあります。

また、平成 21 年度末の本市の水洗化人口（下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティ・プラント等により汚水が衛生的に処理されている人口）は 109,591 人であり、行政人口 182,594 人に対する水洗化率は 60.0%となっています。これは、平成 18 年度末（53.3%）からの 3 年間で約 6 ポイント上昇していますが、全国平均（80.0%）や広島県平均（75.7%）と比べても低い値です。

河川の水質汚濁の負荷発生源は、家庭からの生活排水が大部分を占めています。近年ではやや改善されているものの、依然として、家庭からの生活排水が水質に与える影響は大きいと言えます。

市民アンケートでは、「川などの水のきれいさ」に対して満足（「満足」、「ほぼ満足」の合計）と回答した市民の割合は、全体の 41%と低い値となりましたが、「コメのとぎ汁、油、食べ残しなどを直接排水口に流さないようにしている」に取り組んでいる市民の割合も、52%とあまり高くなく、今後は、市民の意識を高めていくことが重要です。

森林や農地などは、雨水を地面に浸透させ洪水の発生を抑制するとともに、浸透した雨水は時間をかけて地下水等に供給され、本市の酒造りを支えています。

一方、市街地では、雨水が浸透する土の面積が減少していることから、洪水の発生抑制や地下水のかん養につながる自然の水循環の維持・回復が重要となります。

今後は、「水が生まれるまち」として下流域に対する影響に十分配慮し、着実な生活排水対策推進とともに、市民等の水を汚さない取り組みや雨水利用等を促進し、健全な水質と水循環を確保していくことが求められます。

【水辺の保全、水とのふれあい】

黒瀬川や椋梨川、沼田川等の河川、ため池やダム湖、三津湾の海岸、干潟などの水辺環境は、多様な生物の生息・生育環境であるとともに、人々の憩いや安らぎの場、自然とのふれあいやレクリエーションの場としての役割を果たしています。

特に、自然海岸の少ない本市にとって干潟は海とのふれあいの場として重要ですが、ヘドロ化や埋立等によって減少しています。



クロボヤ峡



黒瀬川の桜並木

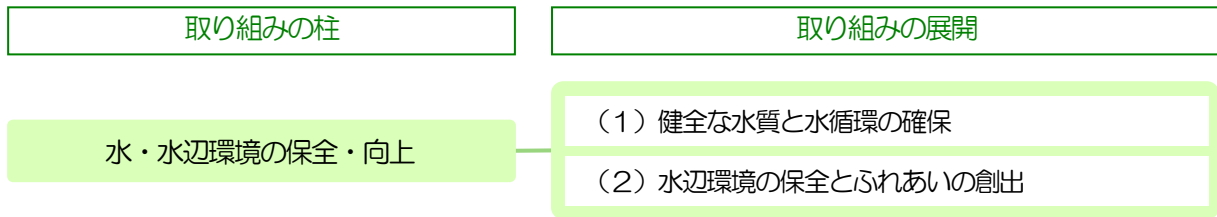
本市では、旧計画に基づき、防災や安全性を考慮しながら、河川等の水辺における親水性を高める取り組みや、市民、事業者と協力して、河川や海域のごみの不法投棄防止やごみの回収対策なども進めてきました。

市民アンケートで「水や水辺とのふれあいやすさ」に対して満足（「満足」、「ほぼ満足」の合計）と回答した市民は、全体の 28%と低い値となりましたが、80%を超える市民が「河川等の水辺の保全」を重要と考えています。

私たちに多様な恵みを与えてくれる、水辺環境を保全・活用したまちづくりを進めることが求められています。

<取り組みの体系>

水・水辺環境の保全・向上にあたり、次の2つの取り組みを展開します。



<各主体の取り組み>

(1) 健全な水質と水循環の確保

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○健全な水質の保全

水を汚さない取り組みの実践等により、健全な水質の保全を目指します。

○適正な水循環の確保と水資源の有効活用

水源となる森林の保全や雨水利用等により、水循環の確保と水資源の有効活用を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
生活環境項目に係る排水基準のうち、一般項目の適合率 (水質)	80.1% (平成 22 年度)	83% (平成 33 年度)
水洗化人口普及率	62.1% (平成 22 年度)	79% (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「川などの水のきれいさ」に対して満足と回答した市民の割合	41% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 東広島市污水適正処理構想に基づき、効率的、効果的な生活排水対策を推進します。
- ・ 減農薬、減化学肥料栽培や適正な管理の下での家畜糞尿の堆肥化等、農業活動に起因する水質汚濁の防止を促進します。
- ・ 水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取り組みなどに関する啓発事業を推進します。
- ・ 市民や事業者と連携して、竹炭等による水質浄化などを検討します。
- ・ 水源かん養機能の高い森林や農地等の保全・維持管理活動を支援します。
- ・ 地下水の環境に関するデータを収集し、観測データに基づく具体的な保全方法について検討します。
- ・ 公共施設等における雨水利用の促進や、市民、事業者が雨水貯留施設を設置する際の支援策等を検討します。

■市民の取り組み

- ・ 公共下水道等が整備された地域では、速やかに接続します。
- ・ 公共下水道等が整備されない地域では、浄化槽を設置し、適切な維持管理を行います。
- ・ 水を汚さないために家庭で実践できる対策に取り組みます。
- ・ 雨水貯留施設を設置し、洗車や庭の水やりに使用するなど、雨水の有効利用に努めます。

■事業者の取り組み

- ・ 減農薬、減化学肥料や適正な管理の下での家畜糞尿の堆肥化など環境保全型農業に努めます。
- ・ 水の再生利用や雨水の利用など、水資源の有効活用を図ります。
- ・ 建物の建築や開発事業を行う場合は、地下水の状況に配慮します。

(2) 水辺環境の保全とふれあいの創出

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○水辺環境の保全と再生

川やため池、海などの水辺の自然環境を将来にわたって健全に保全するとともに、失われたり失われつつある水辺環境の再生を目指します。

○水辺とのふれあいの創出

安全に水辺とふれあえる場づくり等により、市民の憩いの場や、豊かな水辺環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
市民アンケートにおいて「水や水辺とのふれあいのしやすさ」に対して満足と回答した市民の割合	28% (平成 22 年度)	60% (平成 33 年度)

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 多様な生物の生息・生育環境機能や優れた水質浄化機能を有する干潟を保全し、干潟の持つ多様な機能の向上や海辺のより良い環境の保全に努めます。
- ・ 河川整備等に当たっては、広島県と連携し、生物の生息・生育に配慮した「多自然川づくり」や親水性・安全性の高い護岸等の整備に努めます。
- ・ 市民や事業者と連携して、河川、海岸の美化運動や不法投棄ごみ対策などを推進します。
- ・ 市民参加型の水辺、海辺の生き物調査など、川から海までの流域全体の視野をもった水辺とのふれあい活動を推進します。

■市民の取り組み

- ・ 河川や海岸の美化運動に取り組みます。
- ・ 水辺、海辺の生き物調査等に参加・協力します。
- ・ 河川や海岸にごみのポイ捨てや不法投棄などはいけません。

■事業者の取り組み

- ・ 開発事業を行う場合は、水辺環境の保全に努めます。
- ・ 干潟の保全の取り組みに参加・協力します。
- ・ 廃船や廃漁網などを海域に不法投棄しません。
- ・ 海域の不法投棄ごみの回収に取り組みます。

取り組みの柱4：良好な大気環境等の保全

<現状と課題>

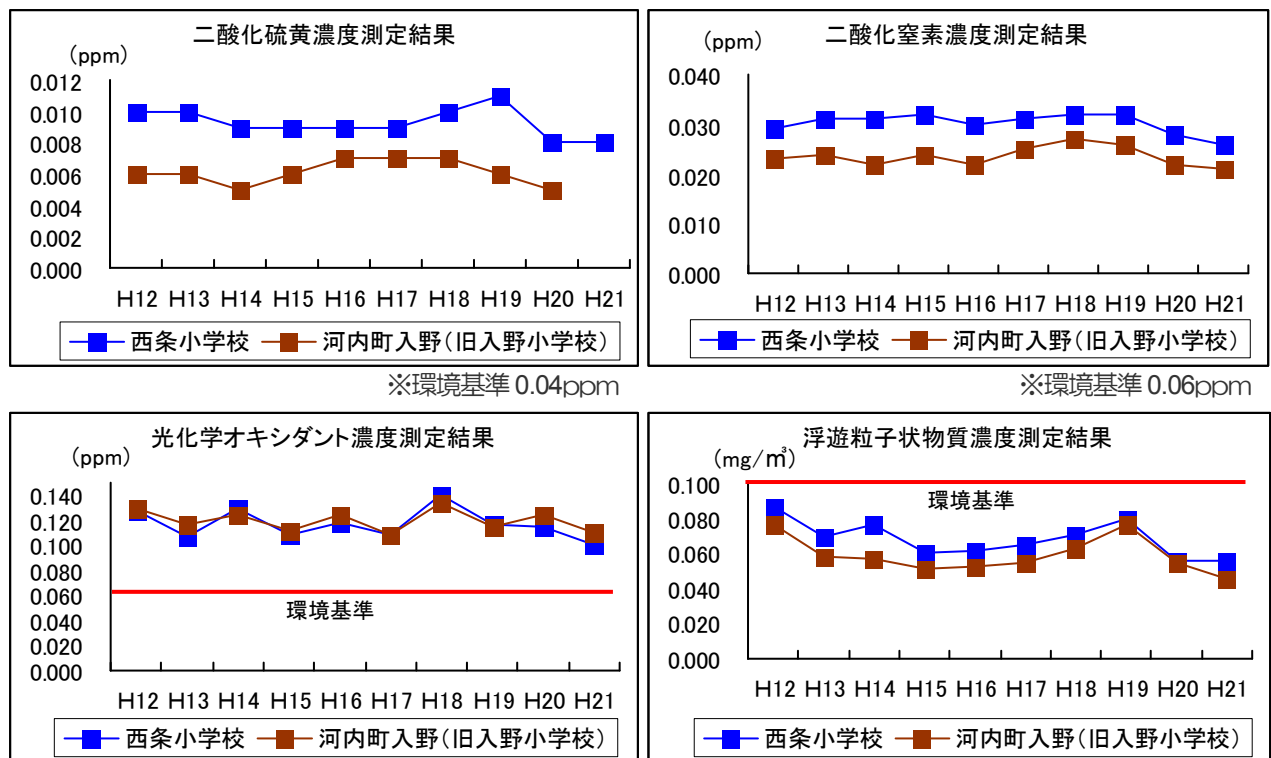
【大気環境】

本市では、大気汚染の状況を調べるために、東広島市役所本庁舎をはじめ、13箇所の測定地点を設けて年間を通じて測定を行っています。また、西条小学校と河内町入野（旧入野小学校）の2箇所では、広島県が自動測定機を設置して測定を行っています。

本市の大気環境は、環境基準項目のうち、光化学オキシダントを除く全ての項目において概ね環境基準を達成しており、良好な環境を維持しています。

光化学オキシダントは、基準値を超過する年度が続いていますが、発生源の問題など本市だけで解決できる課題ではなく、広域的な対応が必要となっています。

環境基準項目の測定結果の推移



(東広島市の環境(平成22年版))

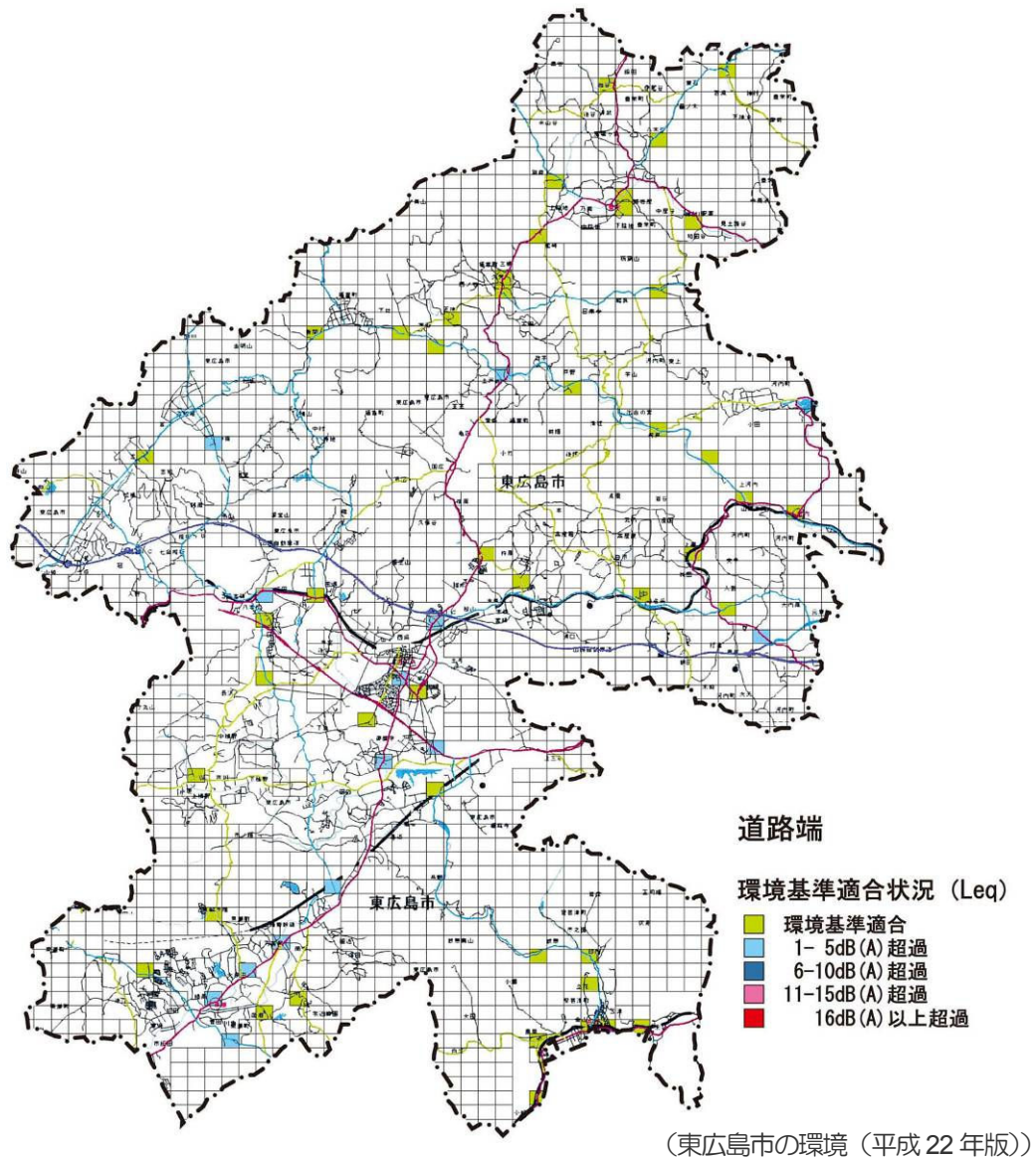
市民アンケートでは、80%を超える市民が「空気を汚さない対策」を重要と考えており、「空気のきれいさ」に対して満足(「満足」、「ほぼ満足」の合計)と回答した市民は全体の78%と、現状を反映して比較的高い満足度となっています。

【騒音】

本市では、騒音問題に関わる地域の特性や程度範囲、環境基準との適合状況、経年変化など、環境騒音の実態を把握するため、市内90地点で毎年調査を行っています。

騒音に関しては、道路沿線を中心に、人間が「うるさい」と感じるレベル(60~80db(A))の騒音が発生していますが、環境基準の適合状況をみると、基準値を1~5db(A)超過する測定地点がみられるものの、全体的に良好な環境が保たれています。

道路端における環境騒音マップ（環境基準適合状況・時間帯：昼間）



その一方で、市民アンケートでは、「まちの静けさ」に対して満足と回答した市民は 63%となっています。また、76%の市民が「騒音や震動の対策」を重要と考えています。

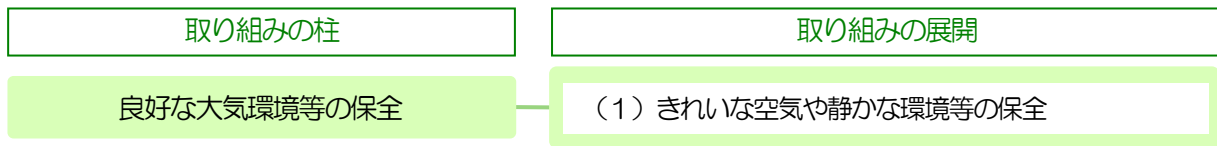
これは、交通騒音だけではなく、工場や事業所等から発生する騒音も関係しているものと考えられます。

事業者は法律に基づき適切な対策をとっていますが、騒音に対する苦情件数をみると、平成 20 年度では 13 件中全てが、平成 21 年度では 14 件のうち 12 件が事業活動に伴うものであり、今後は、工場・事業所等から発生する騒音の更なる軽減に向けて、事業者（低騒音型機器の導入や周辺に配慮した作業時間の設定等）と市（指導・規制等）が、連携して取り組んでいくことが重要です。

きれいな空気や静かな環境は、市民が安心して生活するとともに、自然の豊かさや快適さを感じたり、美しい夜空の下で静穏な夜を過ごしたりする上でも欠かせない環境であり、今後もこの良好な環境を保全していくことが求められます。

＜取り組みの体系＞

良好な大気環境等の保全にあたり、次の取り組みを展開します。



＜各主体の取り組み＞

(1) きれいな空気や静かな環境等の保全

①市・市民・事業者が協働で進める取り組みの方向性

○大気環境の保全

空気を汚さない取り組み等により、きれいな大気環境の保全を目指します。

○静かな環境の保全

日常生活や事業活動から騒音を発生させない取り組み等により、静かな環境の保全を目指します。

②各主体共通の目標

項目	現況	目標
大気汚染に係る環境基準項目のうち※、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率	100% (平成 22 年度)	100% (現状を維持) (平成 33 年度)
騒音に係る環境基準適合率	87.8% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「空気のきれいさ」に対して満足と回答した市民の割合	78% (平成 22 年度)	90% (平成 33 年度)
市民アンケートにおいて「まちの静けさ」に対して満足と回答した市民の割合	63% (平成 22 年度)	80% (平成 33 年度)

※光化学オキシダントについては本市だけでは解決できない問題を含んでいるため目標には含めていません。

③各主体の主な取り組み

■市の取り組み

- ・ 大気汚染や騒音の低減のため、交通渋滞対策やエコドライブの啓発活動などを行います。
- ・ 公用車の車両台数の見直しや、更新時における低排出ガス車の導入などを推進します。
- ・ 野焼きや自家焼却の禁止の啓発・指導を行います。
- ・ 自動車騒音防止のための沿道環境対策を推進します。
- ・ 航空機や鉄道の騒音について、関係機関と連携して静かな環境の保全に努めます。
- ・ 騒音・振動規制区域の見直しを検討します。
- ・ 悪臭防止法に係る規制地域の指定等を検討します。
- ・ 美しい星空や穏やかな夜の環境を保全するため、光害の抑制に関する啓発に努めます。

■市民の取り組み

- ・ エコドライブの実践や、公共交通機関の利用を心がけます。
- ・ 低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めます。
- ・ 大気汚染や悪臭の原因となる家庭ごみ等の野焼きや自家焼却は行いません。
- ・ 楽器や音響機器などの使用の際には、近隣に迷惑をかけないように心がけます。

■事業者の取り組み

- ・ 大気汚染や騒音・振動に係る基準を遵守するとともに、周辺住民に不快感を与えないよう、更なる発生抑制に努めます。
- ・ 樹木による大気浄化を図るため、工場敷地内等の緑化に努めます。
- ・ 共同輸送等による物流の合理化などを検討します。
- ・ 業務用車両は、低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めます。